

個別品目の関税率の見直し

令和 6 年 11 月 5 日
関税・外国為替等審議会
関 税 分 科 会
財 務 省 関 税 局

1. リチウム＝ビス（オキサラト）ボラート（略称：L i B O B）の関税率の見直し

（１）経緯

L i B O Bは電気自動車等に使用されるリチウムイオン電池（L I B）用の電解液に使用される添加剤であり、L I Bの寿命と出力を向上させる効果を持つ化学品である。

現在はドイツ・中国・韓国から全量を輸入しており、ドイツからの輸入は日EU協定を利用した場合には無税、中国及び韓国からの輸入はR C E P協定を利用した場合には２％の関税が課されている。

我が国においては、国際公約である「2050 年カーボンニュートラル実現（注１）」、「2035 年までに新車乗用車で電動車 100%を実現（注２）」といった目標が掲げられており、それらの達成に向け、自動車産業において当該品目は引き続き高い国内需要が見込まれるため、仕入れに係るコストを低減し、L I Bを製造又は使用する国内産業の競争力強化を図ることを目的に、当該品目に適用される関税（基本税率）を無税とする要望がなされている。

（注１） 第二百三回国会における菅元首相所信表明演説より

（注２）「2050 年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」より

（２）検討

上記のとおり、L I B関連の国内産業の競争力強化を図る必要性は高い。

当該品目の国内生産を巡る現状としては、日本はリチウムの産出国ではなく、当該品目の主な原料である水酸化リチウム、炭酸リチウム及びホウ酸のいずれも全量を輸入しているため、仮に国内生産を行ったとしても、コストの観点で他国に対する競争力を確立することは困難な状況にある。

そのため、現在当該品目の国内生産者は存在せず、当分の間は国産化の可能性が低いことから、引き続き全量を輸入する状況が続くと予想され、当該品目に適用される関税を無税とすることは、仕入れに係るコストの低減を通じた、関連国内産業の競争力強化に資すると認められる。

他方、L I Bを含む蓄電池のサプライチェーンに係る物資については、安定的な供給の確保が肝要である。従って、代替品の開発・生産支援を将来的に行う可能性も含めて、関連サプライチェーンの将来的な展開をよく見極める必要があるため、暫定税率を無税とすることが適当であると考えられる。

(3) 改正の方向性

リチウム＝ビス（オキサラト）ボラート（略称：LiBOB）については、リチウムイオン電池関連のサプライチェーンの将来的な展開をよく見極める必要があることから、暫定税率を無税とすることが適当ではないか。

2. シクロヘキシル（エチル）（ジメチル）アンモニウム＝ブロミド（略称：C EDMAB）及び、シクロヘキシル（エチル）（ジメチル）アンモニウム＝ヒドロキシド（略称：C EDMAH）の関税率の見直し

（１）経緯

C EDMAB 及びC EDMAHは、ディーゼルエンジンの排ガス浄化に使用されるSCR触媒に用いられるゼオライトの原料（構造指向剤）である。

現在はいずれも主にインドから全量を輸入しており、日印EPA協定を利用した輸入時の関税は無税である。また、当該品目は令和7年度以降、米国からも輸入が見込まれており、その際に、同国からの輸入にかかる現行関税は3.9%（WTO協定税率）となる。

国内外における自動車排ガス規制の強化（注3）への対応に向け、当該品目を用いて製造されるゼオライト及びSCR触媒（以下「ゼオライト等」という。）の需要拡大が見込まれるため、仕入れに係るコストを低減し、国内のゼオライト等の製造業者（以下「国内ゼオライトメーカー等」という。）の競争力強化を図るため、当該品目に適用される関税（基本税率）を無税とする要望がなされている。

（注3）道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）、Euro7（2024年5月にEUで発布された新たな排ガス規制）等

（２）検討

上記のとおり、国内ゼオライトメーカー等の競争力強化を図る必要性は高い。

当該品目の国内生産を巡る現状としては、当該品目の用途がSCR触媒に用いられるゼオライトの製造原料に限られており、需要が限定的であることから大量生産に適しておらず、仮に新規参入したとしても利益は見込みにくい状況となっている。そのため当該品目の国内生産者は存在せず、また、今後も国産化の可能性が極めて低いことから、関税を無税にすることによる当該品目の国内生産への追加的な影響は乏しい。

今後も引き続き全量を輸入する状況が続くと予想されるため、調達安定性の確保及び国内ゼオライトメーカー等の競争力強化を図るためにも、本品目に適用される関税（基本税率）を無税とすることが適当であると考えられる。

(3) 改正の方向性

シクロヘキシル（エチル）（ジメチル）アンモニウム＝ブロミド（略称：CEDMAB）及びシクロヘキシル（エチル）（ジメチル）アンモニウム＝ヒドロキシド（略称：CEDMAH）に適用される関税（基本税率）を無税とすることが適当ではないか。

3. 1,6-ヘキサンジオールに関税率の見直し

(1) 経緯

1,6-ヘキサンジオールは自動車向けの合成・人工皮革をはじめ、塗料や接着剤などの幅広い製品に加工される各種化学製品の間接原料として利用されている化学品である。

現在は主にドイツ・中国・米国から全量を輸入しており、ドイツからの輸入は日EU協定を利用した場合には無税、中国からの輸入はRCEP協定を利用した場合には2%、米国からの輸入には3.1%（WTO協定税率）の関税が課されている。当該品目から製造される製品には国民生活に密接に関わるものが多く、引き続き高い需要が見込まれることから、仕入れに係るコストを低減し、関連産業の競争力強化を図るため、本品目に適用される関税（基本税率）を無税とする要望がなされている。

(2) 検討

上記のとおり、1,6-ヘキサンジオールから生産される製品の関連産業の競争力強化を図る必要性は高い。

当該品目の国内生産を巡る現状としては、2023 年上半期に国内生産が終了し、すでに安価な海外製品が市場に出回っていることに加え、プラントの新規建設には多額の費用がかかることから、仮に新規参入したとしても利益が見込みにくい状況となっている。そのため、今後の国産化の可能性も極めて低いことから、関税（基本税率）を無税にすることによる当該品目の国内生産への追加的な影響は乏しい。

以上を踏まえ、1,6-ヘキサンジオールを利用した最終製品の製造コストの抑制を通じた国内関連産業の競争力の強化のために、本品目に適用される関税（基本税率）を無税とすることが適当であると考えられる。

(3) 改正の方向性

1,6-ヘキサンジオールに適用される関税（基本税率）を無税とすることが適当ではないか。
